

# 内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 内閣法の一部改正

一 当分の間、特別に必要がある場合においては、六人を限度に国務大臣の数を増加し、二十人以内とすることができることとすること。  
(内閣法第二条第二項ただし書・附則第二項関係)

二 当分の間、内閣官房に置くことができる内閣総理大臣補佐官の数を十人以内とすること。

(内閣法第十九条・附則第三項関係)

## 第二 内閣府設置法の一部改正

一 当分の間、現在の三人のほか、内閣府に、副大臣六人以内を置くことができることとすること。

(内閣府設置法第十三条第一項・附則第三条の二関係)

二 当分の間、現在の三人のほか、内閣府に、大臣政務官六人以内を置くことができることとすること。

(内閣府設置法第十四条第一項・附則第三条の三関係)

## 第三 附則

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(附則関係)